

2 0 1 6 年 度

事業報告

自 2016年4月1日
至 2017年3月31日

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

目 次

事業報告

概要	3
第1 徴収関係	
1 演奏	5
2 録音	9
3 出版	10
4 特定目的複製	10
5 貸与	11
6 複合	11
7 外国入金	13
8 私的録音補償金	13
9 法的措置等	14
第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等	
1 インターネット上の監視・警告	15
2 啓発活動等	15
第3 資料関係	16
第4 分配関係	
1 著作物使用料分配規程の変更	17
2 利用曲目報告の増加への対応	17
3 2017年3月分配期における管理手数料実施料率の引下げ	18
第5 会務関係	
1 信託契約の締結等	18
2 会員・信託者に対する情報の提供	19
3 社員への事業報告会	19
4 永年正会員表彰	19
5 会員サービス等	19
第6 システム関係	20
第7 組織の在り方に関する検討	20
第8 著作権信託契約約款に関する検討	
1 著作権信託契約約款の変更	20
2 委託者の意思をより反映する管理の在り方等に関する検討	21
第9 著作権の保護及び制度の整備に関する取組	
1 保護期間延長及び戦時加算義務解消に向けた取組	21
2 私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組	22
3 柔軟性のある権利制限規定の創設に向けた動きへの対応	22
4 権利者不明著作物の利用円滑化に向けた取組	22
5 リーチサイトへの対応について	23

6	政府が進める文化庁の京都移転について-----	23
第10 国際関係		
1	国際著作権組織等との連携-----	23
2	アジア・太平洋地域を中心とした著作権管理水準の向上を図る対応-	24
第11 広報関係		
1	主要メディア等を活用した広報-----	25
2	JASRAC賞及び定例記者会見-----	26
3	JASRAC音楽文化賞-----	27
4	著作権思想の普及に資する取組-----	27
5	音楽文化の振興に資する取組-----	28
6	報道関係者との交流促進-----	28
第12 内部統制システムの整備-----		
第13 その他		
1	役員等の就任及び退任-----	30
2	公正取引委員会への対応等-----	31
3	こころ音プロジェクト-----	32
4	熊本地震への対応-----	32
5	会議の開催-----	33
6	会員及び信託者の異動-----	34
7	組織力強化のための人材育成-----	35
8	業務組織の一部変更-----	35
9	職員の状況-----	35
参考資料	内部統制システムの整備に関する基本方針-----	36

概要

2016年度の使用料徴収額及び分配額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	目標額	実績額	目標比	前年度比
徴収	110,091,783	111,821,036	101.6%	100.1%
分配	109,383,815	112,476,086	102.8%	100.8%

使用料徴収額は、目標額を17億2千万円上回り、5年連続で1,100億円台を維持した。これは、オーディオディスク、ビデオグラム等について徴収減となった一方で、インタラクティブ配信について2015年度に使用料規定を改定したサブスクリプションサービスの徴収増等により初めて100億円を超えたこと、演奏会等の徴収が好調であったことなどによるものである。

使用料分配額は、目標額を30億9千万円上回り、過去最高だった2008年度に次ぐ実績額となった。これは、2015年度下半期及び2016年度上半期の徴収実績を反映したものである。

管理手数料については、一般会計の収支の状況を見定めた上で、2017年3月分配期における実施料率を一部引き下げた(18頁)。

インターネット上の違法利用については、ファイル共有ソフトを悪用した違法配信につき10件の告訴を行ったほか、他の権利者団体、インターネットサービスプロバイダ(ISP)、各地の警察等との連携・協力による取組を進めた(14頁)。

一般社団としての柔軟性のある組織運営の在り方を審議している定款改正委員会においては、正会員資格取得条件の緩和について検討を重ね、一定の結論を得た(20頁)。

著作権信託契約約款については、管理委託範囲の選択における委託者の自由度を高める観点から、指し値ができる区分と管理委託範囲の選択区分との関係の整理等を内容とする変更を行った(20頁)。

重要な課題として取り組んでいる保護期間の延長、戦時加算義務の解消及び私的複製に係る適正な対価を権利者に還元する新たな制度の創設については、早期実現を求める意見を知的財産戦略本部等に提出した。また、柔軟性のある権利制限規定の創設に反対する意見を文化庁に提出した(21頁)。

国際関係では、世界創作者フォーラムにおいて、アジア・太平洋地域の著作権保護強化の必要性を訴えたほか、内国作品の外国地域での利用がより適正に管理されるよう、相互管理契約を締結している各国の著作権管理団体への情報提供を強化した(13頁及び23頁)。

協会の役割・業務内容に対する理解の促進を目的として、インターネット、放送、新聞等を活用した広報を行ったほか、記者会見・記者懇談会を開催して情報発信・交流を図った。また、著作権思想の普及を目的とする寄附講座・研究支援、音楽文化の振興を目的とするイベント、2014年度に創設した「JASRAC音楽文化賞」等の事業を継続した(25頁)。

公正取引委員会に対する審判請求を取り下げ、2009年2月の排除措置命令以降続いてきた一連の紛争(審判・訴訟)を全て終結させた。これは、排除措置命令を受けた当時はほとんど行われていなかった放送事業者からの全曲報告が広く行われるようになったことなどの状況の変化を考慮し、著作権管理業務に全力を尽くすことが関係者全体にとって有益との判断をしたためである(31頁)。

第1 徴収関係

1 演奏

(1) 演奏等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
上演	49,906	64,439	129.1%	141.2%
演奏会等	5,734,959	6,315,446	110.1%	104.2%
社交場	1,987,592	1,998,749	100.6%	101.2%
カラオケ	12,685,120	12,676,978	99.9%	99.3%
ビデオ上映	333,415	322,269	96.7%	102.8%
合計	20,790,992	21,377,883	102.8%	101.0%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア 演奏会等

コンサート市場が好調であったこと、各地の催物の開催情報を的確に把握し、時機を逃すことなく手続の案内を進めたこと、これにより増加した申請に対して迅速かつ効率的に許諾業務を進めたことなどから、請求件数が増加し、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

イ 社交場

ホテルやクラブ、ディスコなど利用規模の大きい施設との契約を推進したほか、各施設の音楽利用状況を再確認した上で契約内容を見直すなどの対応を進めたことから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

ウ カラオケ

カラオケ歌唱室の大手チェーン店の部屋数が減少したが、協定¹締結リース事業者と連携して新規店舗との契約締結を迅速かつ確実に進めたことに加えて、4月から管理を開始した歌謡教室の徴収額が目標を上回ったことなどから、前年度並みを維持した。

エ 規定整備に向けた取組等

パチンコ店等で行われるパチンコ機器等における上映・演奏利用に

¹ リース先店舗からの利用許諾契約の申込みを取りまとめること等を内容とする協定

について、パチンコ機器メーカーが加盟する利用者団体等と合意に至り、2017年1月から管理を開始した。

音楽教室のうち、楽器教室における演奏等については、2017年度中の管理開始²を目指し、2017年2月、全国の楽器メーカー、楽器販売店に対して著作権等管理事業法に基づく使用料規定案の通知と意見聴取の申入れを行った。

(2) 放送等

(単位：千円)

種目		目標額	実績額	目標比	前年度比
NHK 民放地上波	包括 使用料	21,702,467	22,727,347	104.7%	103.7%
	曲別 使用料 ³	5,844,983	4,803,871	82.2%	79.3%
民放衛星波		3,444,689	3,498,683	101.6%	102.0%
その他		100,763	99,527	98.8%	94.3%
合計		31,092,902	31,129,430	100.1%	98.8%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア NHK・民放地上波

(7) 包括使用料

使用料の算定基礎となる各放送事業者の2015年度放送事業収入は、次のとおりである。

① NHK

受信契約の増加等により受信料収入が過去最高であったことから、増加した。

② 民放地上波

サッカーのワールドカップブラジル大会の影響などにより2014年の広告市況が好調であったことの反動のほか、海外経済の景気減速や個人消費の伸び悩みなどにより、2015年の広告収入が落ち込んだことなどから、減少した。

² 音楽教室のうち、カルチャーセンターにおける演奏等(2012年4月管理開始)、歌謡教室における演奏等(2016年4月管理開始)については既に管理を行っている。

³ 広告会社等が制作するCMにおける管理楽曲の放送に係る使用料

使用料は、2015年度の利用割合の確定に伴う精算の結果追加請求が生じたことなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

(イ) 曲別使用料(CM放送使用料)

大手企業による管理楽曲の利用が減少したことから、目標額、2015年度実績額ともに下回った。

イ 民放衛星波

CS放送について視聴料収入等が減少したが、BS放送について一般社団法人日本民間放送連盟(民放連)との協定に基づく使用料率の段階的な引上げ⁴が行われたことに加え、広告収入が好調を維持したこと、有料放送の加入者数が増加したことなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

(3) 有線放送等

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
有線ラジオ放送	694,782	697,408	100.4%	96.3%
有線テレビジョン放送	3,871,800	4,034,478	104.2%	107.2%
その他	1,242	1,175	94.6%	93.9%
合計	4,567,824	4,733,061	103.6%	105.5%

ア 有線ラジオ放送

受信契約者数の減少や受信料の低価格化などが続いており、使用料の算定基礎となる各有線放送事業者の有線放送事業収入が減少したことから、2015年度実績額を下回った。なお、2016年度使用料から協会の管理楽曲の利用割合を反映している。

イ 有線テレビジョン放送

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との協定に基づく使用料率の段階的な引上げ⁵が行われたこと、使用料の算定に必要な事業収入報告

⁴ 2011年度から6年間かけて段階的に引き上げることとしており、2016年度が最終年度である。

⁵ 2010年度から9年間かけて段階的に引き上げることとしており、2018年度が最終年度である。

の提出が遅れていた事業者を同連盟と連携して督促するなど対応を強化したことなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

(4) 映画上映

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
映画上映	182,921	219,870	120.2%	106.3%

協会の管理楽曲を多数利用した邦画が多くのスクリーンで上映されたこと、一部の外国映画の申請漏れへの対応を強化したことなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

利用実態の変化に対応した使用料規定の変更に向け、利用者団体と協議を継続した。

(5) BGM

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
BGM	697,887	730,535	104.7%	145.1%

全国一斉に無許諾利用者に対する民事調停を申し立てたほか(「9 法的措置等」参照)、訪問や文書発送による利用許諾契約手続の案内、利用者団体との業務協定の締結等により適法利用の促進に努めたことなどから、契約締結件数が大幅に増加した。さらに、大手の音源供給事業者⁶から過年度分の使用料が入金されたことから目標額、2015年度実績額ともに上回った。

⁶ 店舗等にBGM音源を提供している事業者。顧客である個別の店舗等に代わって協会と利用許諾契約を締結し、営業収入に対する定率の使用料を支払っている。

2 録音

(1) オーディオディスク

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
オーディオディスク	10,739,051	12,248,529	114.1%	95.6%

CD生産実績の減少が続いている⁷ことから、2015年度実績額は下回ったものの、委託者やプレス事業者から提供を受けた情報に基づく申請漏れへの対応を強化したこと、マイク一体型カラオケなどの過年度分使用料の入金があったことなどから、目標額を上回った。

(2) ビデオグラム

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
ビデオグラム	13,657,905	12,466,850	91.3%	72.4%

(注) 前年度の実績額には2016年度から新設した「ゲーム目的複製」(「4 特定目的複製」参照)の科目分の使用料が含まれている。

ブライダル関連録画物⁸の製作事業者等の申請漏れへの対応を強化したものの、パッケージ市場の縮小が進んだ⁹ことにより、目標額、2015年度実績額ともに下回った。なお、実質的な2015年度実績額比¹⁰(同年度実績額と、2016年度の「ビデオグラム」「ゲーム目的複製」の使用料の合計額との比)は、96.7%であった。

⁷ 一般社団法人日本レコード協会の調査によると、同協会加盟社の2016年CD生産実績(金額・数量)は、それぞれ2015年比で97%、95%である。

⁸ 結婚披露宴や結婚パーティにおける新郎新婦紹介ビデオや記録用ビデオ等。協会は、一般社団法人音楽特定利用促進機構(ISUM)と協定を締結しており、ブライダル関連録画物の製作事業者はISUMへ協会への利用報告と支払事務を委託することができる。

⁹ 一般社団法人日本レコード協会の調査によると、同協会加盟社の2016年の音楽ビデオ生産実績(金額・数量)は、それぞれ2015年比で95%、96%である。なお、ビデオソフト全体については、一般社団法人日本映像ソフト協会の調査によると、同協会加盟社の2016年のビデオソフト売上(金額・数量)は、それぞれ2015年比で93.9%、100.8%である。

¹⁰ 使用料規程を一部変更(2016年4月1日実施)し、「ゲームに供する目的で行う複製」に係る節を新設したことに伴い、予算上も対応した科目(「ゲーム目的複製」)を新設し、2015年度まで「ビデオグラム」に計上していたゲーム、パチンコ等を「ゲーム目的複製」に移管した。

(3) 規定整備に向けた取組等

ビデオグラムの使用料規定について、映像ソフトの低価格化や大容量化に伴う収録楽曲数の増加により、小売価格に占める使用料の割合が大きくなっていたことを受けて、利用者団体と協議を経て合意し、6月24日に文化庁へ変更規定の届出を行い、10月1日に実施した。

3 出版

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
出版等	911,126	973,950	106.9%	101.8%
教科用図書補償金	25,510	25,199	98.8%	96.5%
合計	936,636	999,150	106.7%	101.6%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

書籍・雑誌の販売金額の減少が続く¹¹中で、楽譜出版物の徴収額が前年度並みを維持したことに加え、書籍における音楽利用状況の把握に努めるとともに、書籍出版社へ初版申請後の重版状況について調査を求めるなど、申請漏れへの対応を強化したことなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

4 特定目的複製

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
広告目的複製	1,788,976	1,259,217	70.4%	—
ゲーム目的複製	4,259,636	4,185,858	98.3%	—
合計	6,048,612	5,445,076	90.0%	—

(注) 特定目的複製は2016年度から新設した科目であり、2015年度実績額は録音及び出版の該当する科目に含まれるため、前年度比は表示していない。なお、各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

¹¹ 公益社団法人全国出版協会の調査による。2016年の出版物(書籍・雑誌合計)の推定販売額は2015年比3.4%減の1兆4,709億円で12年連続のマイナスとなった。

広告目的複製については、コマーシャル送信用録音の区分¹²を管理委託範囲から除外する委託者が増加するなど、協会の管理楽曲の利用数が減少していることから、目標額を下回った。

ゲーム目的複製については、パチンコ機器への複製が減少したことに加え、パッケージから配信への移行が進んだことから、目標額を下回った。

5 貸与

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
貸レコード	2,793,339	2,473,292	88.5%	93.1%
貸ビデオ	558,474	681,326	122.0%	114.8%
合計	3,351,813	3,154,618	94.1%	97.1%

貸レコードについては、CDレンタル市場が縮小し、店舗の営業収入が減少したことなどから、目標額、2015年度実績額ともに下回った。なお、2016年度使用料から協会の管理楽曲の利用割合を反映している。

貸ビデオについては、レンタル店へのソフトの供給時に使用料を支払う方式(ビデオグラムの種目に計上)から、レンタル回数に応じて使用料を支払う方式(貸与の種目に計上)への移行が進んでいることなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

6 複合

(1) 通信カラオケ

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
通信カラオケ	7,068,300	7,069,145	100.0%	101.0%

通信カラオケ機器の設置台数はほぼ横ばいであるが、大手2社以外の事業者から過年度分使用料が入金されたことから、2015年度の実績額を上回り目標を達成した。

¹² 2017年4月1日からは広告目的で行う複製の区分

(2) インタラクティブ配信

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
音楽配信				
ダウンロード	3,639,750	3,394,357	93.3%	89.6%
ストリーム	972,000	893,000	91.9%	83.7%
サブスクリプション	810,000	2,251,690	278.0%	314.7%
小計	5,421,750	6,539,048	120.6%	117.4%
動画等配信				
ダウンロード	1,350,000	1,379,294	102.2%	115.8%
ストリーム	2,997,951	3,157,240	105.3%	114.0%
小計	4,347,951	4,536,534	104.3%	114.5%
その他	274,730	366,772	133.5%	117.4%
合計	10,044,431	11,442,355	113.9%	116.2%

(注) 各種目の実績額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。なお、動画等配信のサブスクリプションサービスについては、動画等配信ダウンロード又はストリームの区分に含めて計上している。

ア 音楽配信

ダウンロード及びストリームの市場の縮小が続いているものの、2016年2月から新たな規定による徴収を開始したサブスクリプションサービスについて、大手事業者からの徴収を確実に行ったこと、契約者数が想定を超えるペースで増加したことなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

イ 動画等配信

スマートフォン向けゲーム配信、サブスクリプションサービス及び動画投稿(共有)サイトが好調に推移したことなどから、目標額、2015年度実績額ともに上回った。

ウ 規定整備に向けた取組等

利用の実情に合わせた許諾・徴収を進めるため、動画配信のサブスクリプションサービスの規定整備やゲーム配信規定の見直しに向けた取組を行った。

7 外国入金

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
外国入金演奏	465,990	406,220	87.2%	80.3%
外国入金録音	143,200	97,110	67.8%	77.9%
合計	609,190	503,330	82.6%	79.8%

2016年度の外国入金¹³は、円高¹⁴の影響のほか、PRS・MCPS(イギリス)の2015年度の実績には過年度分が含まれていたこと、入金額の多いSACEM(フランス)、GEMA(ドイツ)からの放送等の使用料が減少したことなどにより、目標額、2015年度実績額ともに下回った。

アジア地域からの入金については、円高の影響などにより2015年度実績額を下回ったが、実績額は1億3千万円余となり、2013年度以降4年連続で1億円を超えた。

内国作品の外国地域における利用について、協会が独自に収集した情報(232件)及び会員・信託者から寄せられた情報(23件)を外国の管理団体へ提供し、適正な徴収・分配の確保に努めた。また、延べ約2,500曲の国際票¹⁵を所要の団体に提供した。

8 私的録音補償金

(単位：千円)

種目	目標額	実績額	目標比	前年度比
私的録音補償金	8,596	14,928	173.7%	39.0%

「第9 著作権の保護及び制度の整備に関する取組」参照

¹³ 協会と相互管理契約を締結している外国団体(99か国4地域の127団体、2017年3月現在)がそれぞれの団体のルールに基づいて徴収した使用料のうち、協会の管理楽曲分として送金してきたもの

¹⁴ 米ドルの年間平均レートは、2015年の121.1円に対し、2016年は108.8円であった(三菱東京UFJ銀行の公表値)。

¹⁵ 相互管理契約を締結する団体の間で、作品情報を交換する方法の一つとして使用されている標準書式

9 法的措置等

主に、次の分野において法的措置等の対応を行った。

(1) 演奏

()内は2015年度

刑事	民事					合計
	本案訴訟	仮処分	民事調停	支払督促	その他	
1件 (1件)	2件 (1件)	14件 (11件)	1,478件 (1,364件)	15件 (28件)	14件 (39件)	1,524件 (1,444件)

BGMを無許諾で利用する187事業者212店舗等に対し、全国一斉に民事調停を申し立てた¹⁶。このほか、カラオケリース事業者としての注意義務を履行せず、リース先の店舗における著作権侵害行為を幫助している2事業者に対し、証拠保全命令申立てを行った。

使用料の滞納について、民事調停等を積極的に実施したほか、滞納額が大きい事業者に対しては、利用許諾契約を解除した上で法的措置を実施するなどの対応を行った。

(2) 録音

業務用通信カラオケ機器に搭載されているハードディスクを無断で複製し、インターネットオークションで販売していた4人を刑事告訴した。

大規模な無断複製行為を続けているブライダル関連録音録画物の製作事業者に対して、協会の管理楽曲の使用禁止と損害賠償を請求する本案訴訟を提起した。

使用料滞納について、2件の法的措置(債権差押命令)を実施したほか、滞納事業者が遠隔地に所在する場合にも、各地の支部と連携して面談交渉するなど、対応を強化した。

(3) インタラクティブ配信

ファイル共有ソフトを悪用した違法配信に対する措置として、10件の刑事告訴を行った。

¹⁶ 174事業者199店舗について、利用許諾契約を締結するなどして解決済みである(2017年3月末現在)。

第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等

1 インターネット上の監視・警告

(1) 監視システム（J-MUSE）により収集した侵害情報の活用

- ① 違法音楽ファイル等を配信するユーザーに対し、ファイル等の削除又は利用許諾契約の締結を求めるメールを送信した(684件)。
- ② インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対し、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づく送信防止措置を講じるよう通知した(2,164件)。

(2) ファイル共有ソフトを悪用した侵害への対応

- ① 協会が運営会員となっているファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)が作成したガイドラインに基づき、違法音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請した(10,980件)。2015年11月以降、監視対象を広げたことにより、要請件数が大幅に増加した。
- ② 構内ネットワーク上での違法配信が検知された大学に対して、侵害行為の中止等を求める警告文書を送付し(4校)、侵害行為の中止や再発防止策の策定・実施を確認した。

(3) その他

- ① オークションサイト運営事業者、権利者団体等で構成するインターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)との連携により、オークションサイト運営者に海賊版出品情報の削除を要請した(約400件)。
- ② 日本アフィリエイト協議会と連携して¹⁷、違法音楽配信サイトへの広告掲載・広告料支払の停止を求めた(29件)。

2 啓発活動等

- (1) 教育委員会等の協力を得て2011年度から継続的に実施している全国の中高生に対する啓発活動の一環として、山形県、岩手県及び秋田県の中学・高等学校(636校)に対し、ネットワーク上の著作物の適正利用を呼び掛け

¹⁷ サイト運営者、広告主、広告代理店等で構成される日本アフィリエイト協議会との間で協定を締結し、①アフィリエイト広告を掲載している違法音楽配信サイトに関する情報共有、②サイト運営者への警告、③サイトへの広告の掲載中止、④サイト運営者に対する広告料の支払停止等の著作権侵害対策を実施することとしている。

る啓発リーフレットを配布した。

- (2) ネットワーク上の著作権侵害事案に関する摘発強化の要請、警察学校での講義、「サイバー犯罪防止キャンペーン」におけるリーフレットの配布など、各地の警察と協力・連携した。
- (3) ブライダルにおけるDVD等録音・録画物の適法利用を推進するため、一般社団法人日本レコード協会と連携し、一般社団法人日本ホテル協会加盟事業者を対象に、著作権手続に関する説明会を開催した。

第3 資料関係

外国作品の効率的管理及び内国作品の海外における利用の迅速かつ正確な管理の推進を目的として、国際標準ツール¹⁸の一つであるCWR¹⁹の導入に向けたシステム改修を進めたほか、CISAC決議に基づきCIS-Net²⁰への内国作品及び国内で利用された外国作品情報の提供を継続した。

内国作品においては、作品届オンライン受付システムの改修及び利用の働きかけを進めた結果、利用率が順調に伸びた。また、音楽出版者から提出された作品届の内容を当該作品の著作者(委託者)へ通知するリスト²¹や、協会が利用実績を把握した作品について委託者である著作者等へ通知する作品届提出依頼リスト²²を送付するなど、きめ細かな作品管理を継続した。

¹⁸ CISAC標準権利者コードのIPI(Interested Party Information)や国際標準音楽作品コードのISWC(International Standard Musical Work Code)など

¹⁹ Common Works Registrationの略。CISACが用いている国際的な標準作品届フォーマット。加盟団体の多くがこのフォーマットを利用している。

²⁰ CISACが開発した国際的な作品情報データベースで、加盟各団体の管理作品情報等をネットワーク上で共有している。各団体が管理作品データを提供しており、協会は、2017年3月末までに内国作品約152万件を提供している。協会と管理契約を締結している各団体も同様に提供しており、その合計は4,500万件を超える。これらは、協会の管理対象作品である。

²¹ 2016年度は、22,801作品分の通知を送付した。

²² 2016年度は、14,670作品分の通知を送付した。

【参考】作品データベースに登録されている件数の推移

	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末
内国作品	1,680,106	1,777,247	1,883,237	1,990,043	2,099,435
外国作品	2,225,390	2,426,911	2,606,524	2,812,813	3,005,251
合計	3,905,496	4,204,158	4,489,761	4,802,856	5,104,686

※ 上記は、利用実績から作成したデータなども含めた件数であり、一般に公開している作品データベース(J-WID)の件数とは異なる。

第4 分配関係

1 著作物使用料分配規程の変更

分配委員会の答申を受け、6月及び9月、著作物使用料分配規程の一部変更を行い、文化庁長官に届け出た。主な変更点は、次のとおりである。

- ① 放送等使用料の分配方法に関し、NHK(テレビ・ラジオ)及び民放地上波テレビについては、4月放送分(12月分配分)から、「使用時間に基づく評価点数」の計算単位を1分単位から1秒単位に変更する。これに伴い、暫定的に講じていた措置(①メイン(音楽の視聴を主とする使用形態)の10分を超えるとときに付与する累進加算点数②背景音楽の20秒ごとの時間区分)を、NHK及び民放地上波テレビについては廃止する(12月分配期から適用)。
- ② 演奏会、社交場年契約の包括使用料に関し、利用曲目の報告漏れなどにより分配対象とならなかった著作物に係る委託者からの分配補償請求に備え、各分配期の分配対象使用料の中から一定割合(0.3%)を「分配補償資金」として設定する(2017年3月分配期から適用)。

2 利用曲目報告の増加への対応

利用曲目報告の増加に対応するため、自動照合機能を活用するとともに、一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)との連携を強化するなどして、効率的な業務を行った。

インタラクティブ配信のうちサブスクリプションサービスについては、大手事業者から利用曲目報告の受付を開始したことに伴い受付件数が大幅に増加したが、リクエスト回数を基礎として自動照合を進めた結果、その比率(自動照合による作品データベースとの一致率)は、98.4%となった。

また、映像コンテンツ情報のデータベースにおける検索・表示方法等を改良し、映像コンテンツの配信利用等において利用者からの報告データの精度を高め、映像コンテンツに含まれる曲目の照合作業の効率化を図った。

3 2017年3月分配期における管理手数料実施料率の引下げ

2016年度の一般会計の収支は経常収益が予算を上回り、経常費用が予算を下回る水準で推移していたことから、予備金²³の範囲内で支出が見込まれない部分については、できる限り早く、受益者に還元することとし、2017年3月分配期に限り、管理手数料実施料率の一部を下表のとおり引き下げた(2017年1月11日理事会承認)。

使用料の区分	2016年度の実施料率	2017年3月分配期に限り適用した実施料率
演奏等	25%	24%
放送等	10%	9%
有線放送等	10%	9%
業務用通信カラオケ	10%	9%
インタラクティブ配信	10%	9%

(注) 管理手数料実施料率を引き下げた使用料の区分のみを掲載している。なお、「演奏等」には「映画上映」は含まない。

第5 会務関係

1 信託契約の締結等

()内は2015年度

	著作者	音楽出版者	その他権利者	合計
新規信託契約締結者数	328者 (289者)	61者 (77者)	3者 (1者)	392者 (367者)
新規入会者数	137者 (110者)	8者 (6者)	1者 (2者)	146者 (118者)

協会と信託契約を締結していない若い世代の作家を対象とした説明会²⁴を開催したほか、協会ホームページに管理委託範囲の選択の仕組みを分か

²³ 予算外の事業支出が発生した場合の備えとして計上しているもので、支出に当たっては理事会の承認を得る必要がある。

²⁴ 正会員など音楽の創り手が日頃の創作活動、著作権、協会の役割などを解説するトークイベント「Creator's Path」を開催した。

りやすく説明するページを設けて柔軟な管理委託が可能であることをアピールするなどして、信託契約の締結の促進に努めた。また、定款改正委員会において会員制度の在り方の検討を進めるに当たり実施したアンケートで入会を検討すると回答した信託者に対し説明を行うなどして、会員の増加に努めた。

2 会員・信託者に対する情報の提供

分配明細データ並びに放送等及びインタラクティブ配信の利用明細情報の提供を継続したほか、協会ホームページ内の会員・信託者向けページにおいて各種規程の変更等の情報を掲載するなどして同ページの一層の充実を図った。また、インターネットを通じて分配明細データを提供するシステムを利用して、各分配期の支払予定額を送金日より前にデータで提供する体制を整えたほか、インタラクティブ配信についてより詳細な利用明細情報を提供するために必要な検討を開始した。

3 社員への事業報告会

11月15日、社員²⁵を対象として、事業報告会を開催し、9月末までの事業の執行状況、年度目標の達成見込み等について報告した。

4 永年正会員表彰²⁶

19者の正会員(著作者8者、音楽出版者11者)を表彰した。

5 会員サービス等

確定申告に関する税務相談、相続税等に関する税務相談、法律相談、契約保養施設、けやきホール、会員談話室等の利用サービス、会員カード配布等の会員サービスを継続した。

また、「会員・信託者のための相談窓口」を開設し、延べ74件の相談を受けた。

²⁵ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員。協会においては正会員がこれに当たる。

²⁶ 在籍期間が継続して50年を超える正会員の長年にわたる活動を称え、協会の事業に対する貢献に感謝の意を表する目的で、2014年に協会創立75周年を機に創設された制度

第6 システム関係

出版使用料の請求計算及び分配計算を行うシステムの再構築が完了し、7月に稼働した。このほか、作品届や許諾申請等の受付を行う各種EDI(電子データ交換)システムについて、利便性の向上、業務の効率化を目的とする機能の改善を実施した。

第7 組織の在り方に関する検討

定款改正委員会(2014年10月設置。2016年6月任期満了)は、柔軟性のある組織運営の在り方に関する課題のうち、会員制度・社員資格について検討を重ね、その具体的論点の一つである正会員資格の取得条件を緩和すべきとの方向性を確認し、6月、審議経過を理事会に報告した。

10月、理事会は改めて定款改正委員会を設置した。同委員会は具体的な緩和方法について検討を進め、次の2点について結論を得た(2017年4月理事会に答申)。

- ① 入会后経過期間基準²⁷を現行の3年から1年に短縮する。
- ② 分配実績額基準²⁸を現行の「3年連続で30万円超」から「2年間の合計で40万円超」に変更する。

第8 著作権信託契約約款に関する検討

1 著作権信託契約約款の変更

信託契約約款改正委員会(2014年10月設置。2016年6月任期満了)は、現行の管理の枠組みにおける課題に関する審議結果をまとめ、5月、理事会に答申した。

これを受けた理事会は、上記答申を踏まえた著作権信託契約約款変更案を作成し、同変更案は、6月の定時社員総会において可決された(2017年4月1日施行)。主な変更点は、次の3点である。

- ① 指し値ができる区分と管理委託範囲の選択区分との関係を整理し、両区分の該当範囲を一致させる。
- ② 支分権の2区分(「演奏権等」及び「録音権等」)を管理委託範囲から除外した場合に、複合的な利用形態の3区分(「放送・有線放送」「インタラ

²⁷ 入会后一定期間以上経過していなければ、正会員になることができないという基準

²⁸ 正会員資格の取得申込みにあたり満たす必要がある分配実績額の基準

クティブ配信」及び「業務用通信カラオケ」)が連動して除外されることとしている規定を廃止する。

- ③ 施設でのBGM利用の管理の実態との整合性を確保するため、複数の区分に分散している伝達権の管理を「演奏権等」の区分へ集約する。

2 委託者の意思をより反映する管理の在り方等に関する検討

10月、理事会は、改めて信託契約約款改正委員会を設置した。同委員会は、委託者の意思をより反映する管理の在り方等に関して検討を進め、次の5点について結論を得た(2017年4月理事会に答申)。

- ① 外国地域のみ管理委託を可能とする。
- ② 管理の空白部分を解消する。
- ③ 著作者の自己使用に係る管理の留保又は制限の適用条件を見直す。
- ④ 管理委託範囲の選択サイクルを短縮する。
- ⑤ 反社会的勢力の排除に関する規定を新設する。

第9 著作権の保護及び制度の整備に関する取組

1 保護期間延長及び戦時加算義務解消に向けた取組

保護期間の延長等が盛り込まれた「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律²⁹」の発効は米国の新大統領の就任により事実上困難となっている³⁰が、同協定の帰趨にかかわらず保護期間の延長を実現するとともに、戦時加算義務を早期に解消すべきであるとの意見を、2017年2月、知的財産戦略本部へ提出した。

²⁹ 著作権に関しては、保護期間の延長(著作者の死後70年までへの延長)、非親告罪の対象範囲の拡大、法定賠償制度の導入等が盛り込まれている(2016年12月9日可決・成立、同月16日公布)。施行期日は環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)が日本国について効力を生ずる(同協定が発効する)日とされている。

³⁰ 協定発効の条件は、参加国全てが国内法上の手続を終えることとされているが、協定の署名後2年以内(2018年2月まで)に手続が完了しない場合、参加国のGDPの合計の少なくとも85%を占める少なくとも6か国の手続が完了すれば協定が発効される。参加国のGDPの合計の約60%を占める米国がTPP協定から離脱したことにより、TPP協定の発効は事実上困難となっている。

2 私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組

文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」(5月設置)に世古常任理事が委員として参加し、権利者に適正な対価を還元する新たな制度の早期創設を訴えた。

3 柔軟性のある権利制限規定の創設に向けた動きへの対応

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」(6月設置)における権利者団体へのヒアリング(6月)、文化審議会著作権分科会「法制・基本問題小委員会」(5月設置)が取りまとめた「中間まとめ³¹」に関する意見募集(2017年3月)において、権利者の利益を不当に害するおそれがあることなどから、柔軟性のある権利制限規定の創設に反対する意見を述べた。

4 権利者不明著作物の利用円滑化に向けた取組

5月、「権利者による権利者不明作品問題を考える勉強会³²」が拡張裁定制度³³・拡大集中許諾制度³⁴の検討の開始に向けた実証実験の実施を主な内容とする提言を発表した。2017年3月、オーファンワークス実証事業実行委員会³⁵の事業³⁶について、シンポジウム³⁷にて報告を行った。

³¹ 「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」の報告書を基に取りまとめられた。柔軟性のある権利制限規定の創設などが含まれている。

³² 協会を含む権利者8団体で組織される。

³³ 同勉強会が提唱する、現行の裁定制度の手続の一部を指定団体に委託する制度

³⁴ 著作物の利用者(又は利用者団体)と大多数の著作権者を代表する集中管理団体との間で締結された契約の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者にまで拡張して及ぼすことを認める制度。北欧諸国等で導入されている。

³⁵ 協会を含む権利者9団体で組織され、協会の理事が同委員会の幹事を務めている。

³⁶ 著作権者不明等の場合に係る裁定制度(著作権法67条)における権利者の探索及び申請手続を利用者に代わって行う事業。10月から2017年3月にかけて実施された。

³⁷ 「オーファンワークス問題解消に向けての課題」～実証事業の成果を受けて 文化庁・裁定制度の課題と改善を考える～

5 リーチサイト³⁸への対応について

インターネット上の違法配信を助長することにより重大な被害を及ぼしているリーチサイトに関して、8月、文化審議会著作権分科会「法制・基本問題小委員会」(5月設置)において権利者団体等へのヒアリングが行われ、世古常任理事が出席し、リーチサイトの現状及び協会の対応を説明した上で、法制化による対応の強化を求めた。

また、「知的財産推進計画2016」では、政府においてサイトブロッキング³⁹の効果や影響に関する検討をするとされているが、この検討の成果を生かし、より実効性のある対策を早急に講じるべきとの意見を知的財産戦略本部に提出した(2017年2月)。

6 政府が進める文化庁の京都移転について

9月、協会を含む著作権関連6団体連名で声明を発表し、著作権行政の停滞を招くことがないように、関連する文化庁長官官房著作権課、同国際課の機能は東京に置くべきとの考えを示した。

第10 国際関係

1 国際著作権組織等との連携

協会は、6月に開催されたCISAC総会において理事に再任された。CISACは、著作権全般の保護を目的とする国際的組織で、音楽、映像、演劇、文芸及び視覚芸術の著作権の集中管理を行う123か国・地域の239団体が加盟している(2017年3月現在)。協会は、1960年に加盟し、1980年以降は20の理事団体の一つに選出され運営に参画している。

CISACには、ビジネス実務委員会やメディア実務委員会などの専門委員会、アジア・太平洋委員会など、各地域に関連する問題に対応するための委員会などがあり活発に活動している。このほか、創作者の権利保護を図るための評議会があり、音楽分野については国際音楽創作者評議会(CIAM)が設置さ

³⁸ 他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト。不正な収益を上げることを目的に運営されているものが多数存在している。

³⁹ ISP等が著作権侵害コンテンツ又は侵害行為に関与しているウェブサイトへのアクセスを強制的に遮断すること。

れている。協会は、CISAC総会・理事会・各委員会のほか、BIEM総会・執行委員会などの国際会議(下表参照)への出席及び外国団体への訪問・電話会議等を通じて、国際間の著作権管理に関する諸問題の解決及び円滑な著作権管理の推進に向けた取組を進めた。

【参考】 役職員が出席した国際会議等

日程	会議	開催場所
4月12日～14日	CISAC ビジネス実務委員会 ／ISC 専門家グループ会議 ⁴⁰	リスボン
5月12日	CIAM 執行委員会	ニューヨーク
5月16日～17日	CISAC アジア・太平洋委員会	バンコク
5月31日～6月3日	CISAC 理事会・総会 BIEM 執行委員会・総会	パリ
9月27日～29日	CISAC メディア実務委員会 BIEM 録音権会議	オスロ
10月18日～19日	FastTrack Days ⁴¹ 団体出版者フォーラム	バルセロナ
11月7日～9日	CIAM 執行委員会・総会	ロンドン
11月29日～30日	CISAC 理事会	北京
11月30日～12月1日	CISAC アジア・太平洋委員会	北京
2017年3月14～15日	CISAC 理事会 BIEM 執行委員会	ブエノスアイレス
2017年3月28～31日	CISAC ビジネス実務委員会 ／ISC 専門家グループ会議	バンクーバー

2 アジア・太平洋地域を中心とした著作権管理水準の向上を図る対応

CISACアジア・太平洋委員会(11月・北京)において渡辺総務本部国際担当

⁴⁰ CISAC情報サービス委員会(Information Service Committee)に設置された四つの分野(音楽作品、権利者、映像、データ交換フォーマット)の専門家グループが情報交換や課題の検討のために合同で開催する会議

⁴¹ CIS-Netの開発・運営会社であるFastTrack社が主催する会議で、CIS-Netの開発・運営状況等を検討している。

が委員長に選出された。同委員会に併せて開催された世界創作者フォーラムに、いで会長、都倉特別顧問、浅石理事長が出席し、アジア・太平洋地域の著作権保護の強化の必要性を訴えた。

また、文化庁及び世界知的所有権機関(WIPO)が主催する研修(10月)などのアジア地域を中心とする来会者の受け入れ(26か国56名)や韓国、タイ、中国、モルディブ及び台湾で開催されたセミナー等への講師派遣を通じて、各国・地域の管理水準の向上に資する研修・情報提供・意見交換等を行った。

このほか、CIAMの地域組織として、アジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)が設立(11月)され、初代会長に都倉特別顧問が就任した。協会は、アジア・太平洋地域の音楽創作者の権利及び利益の保護の拡大を図るため、その活動に協力した。

第11 広報関係

1 主要メディア等を活用した広報

(1) 著作権制度や協会の役割・業務内容等の正しい理解を広めるとともに、違法利用を防止することを目的に、特に、インターネットユーザーや若年層を対象として、次の広報を行った。

- ① 「THE JASRAC SHOW!」⁴²の配信
- ② 小・中学生対象のウェブサイト「学研キッズネット」への広告出稿
- ③ 中高生を主な聴取者とするラジオ番組「SCHOOL OF LOCK!」(TOKYO FM)におけるCM放送
- ④ 読売KODOMO新聞及び毎日小学生新聞への記事広告の出稿

(2) 協会の役割等を広く一般に伝えることを目的に、次の広報を行った。

- ① 読売新聞、朝日新聞及び日本経済新聞への広告出稿⁴³
- ② 協会ホームページのコンテンツの拡充⁴⁴

⁴² ライブ配信サービス「ニコニコ生放送」において、協会に関する情報を提供する番組

⁴³ 協会が音楽文化の振興に資する団体であることを伝える広告を読売新聞に、協会が権利主張だけでなく音楽文化発展のための様々な取組を行っていることをアピールする広告を読売新聞、朝日新聞及び日本経済新聞に、それぞれ出稿した。

⁴⁴ 放送等の分配の仕組みを解説するページの更新、協会を紹介するウェブ動画の公開、「よくあるご質問」の項目追加等を行った。

2 JASRAC賞及び定例記者会見

5月25日、2015年度分配額上位の作品の著作者及び音楽出版者を表彰した。また、同日、定例記者会見(40社62人の報道関係者が出席)を行い、2015年度に実施した事業の概要を説明した。

(敬称略)

金賞「R.Y.U.S.E.I.」	
作詞者	STY
作曲者	STY Maozon
音楽出版者	エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社
銀賞「恋するフォーチュンクッキー」	
作詞者	秋元 康
作曲者	伊藤 心太郎
音楽出版者	株式会社AKS
銅賞「糸」	
作詞者・作曲者	中島 みゆき
音楽出版者	株式会社ヤマハミュージックパブリッシング
国際賞「キテレツ大百科BGM」	
作曲者	菊池 俊輔
外国作品賞「"LET IT GO" from the DISNEY film "FROZEN"」	
作詞者・作曲者	KRISTEN ANDERSON-LOPEZ ROBERT LOPEZ
音楽出版者	【O.P. ⁴⁵ 】 WONDERLAND MUSIC COMPANY INC 【S.P. ⁴⁶ 】 株式会社日音 株式会社ヤマハミュージックパブリッシング

⁴⁵ Original Publisherの略称。著作者と直接契約を締結した音楽出版者をいう。

⁴⁶ Sub Publisherの略称。O.P.から日本における楽曲の著作権の管理権限を付与されている音楽出版者をいう。

3 JASRAC音楽文化賞⁴⁷

11月18日、外部有識者で構成する選考委員会における選考の結果、次の4者を顕彰した。

【受賞者/顕彰理由】

(順不同)

伊藤 京子氏(ピアニスト・企画プロデューサー)
別府アルゲリッチ音楽祭総合プロデューサーとして、同音楽祭を日本有数のクラシック音楽祭に育て、日本の地方都市と世界の音楽界をつないだ。
三澤 洋史氏(指揮者)
合唱団の指導、育成に卓越した力を発揮し、新国立劇場合唱団の専属指揮者として同合唱団を世界有数といわれるレベルに引き上げた。
気仙沼ジュニアジャズオーケストラ「スウィング ドルフィンズ」
東日本大震災の津波による被害を受けたが、国内外の支援を得て活動を再開し、音楽の力を復興や交流に生かしてきた。
山木屋太鼓(福島県川俣町を拠点とする和太鼓団体)
和太鼓の伝統継承と地域に根ざした若者育成を続け、福島第一原発の事故後も、避難生活をしながら、復興に向けた力強い意志を表現してきた。

4 著作権思想の普及に資する取組

(1) 研究会(奨学寄附)

東京大学大学院「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」

(2) 寄附講座・寄附科目

- ① 立教大学寄附講座「音楽文化とメディアのこれから」
- ② 横浜国立大学寄附講座「コンテンツ産業と法制度」
- ③ 常磐大学寄附講座「著作権と情報倫理」
- ④ 横浜国立大学「コンテンツビジネス研究会」(公開セミナー)、
「JASRAC寄附講座公開セミナー」
- ⑤ 放送大学教養学部寄附科目「著作権法概論」
- ⑥ 九州大学寄附科目「クリエイティブ産業と法」

⁴⁷ 売上や利用実績などの数字には表れない地道な活動を行っている個人・団体・作品等に光を当て、音楽文化の発展に寄与した功績を称え顕彰することを目的として2014年11月に創設されたもので、2016年度が3回目となる。

(3) JASRACシンポジウム

協会のカラオケ管理の歴史をテーマとするシンポジウムを開催した。

5 音楽文化の振興に資する取組

(1) 「少年少女のための音楽鑑賞会『音楽職人が創るステージ』」⁴⁸

スタジオミュージシャンによる演奏会及び開催地の学校の吹奏楽部への演奏指導により、生演奏の素晴らしさを体験する機会を提供するとともに、著作権に関するクイズコーナー等を通じて著作権の大切さを伝える催物を、9月30日から10月2日にかけて開催した。

(2) 昭和の歌人たち～日本の歌謡史を彩った作家達～

9月2日及び2017年3月1日、昭和時代に活躍した作家に焦点を当て、作品を次世代へ伝えることを目的とする催物を開催した。当日の様子は、NHK BSプレミアムで放送された。

(3) ミュージック・ジャンクション「世界を旅する音楽」

2017年1月27日、世界の各地域に根差した音楽の演奏とその解説を通して、世界の音楽や文化、楽器などを紹介する公開講座を開催した。当日の様子は「ニコニコ生放送」で配信した。

6 報道関係者との交流促進

2017年2月2日、協会の役割や業務内容の理解を促進することを目的として、役員と報道関係者との新年記者懇談会を開催した。

第12 内部統制システム⁴⁹の整備

協会は、2010年4月、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(36頁以降に全文を掲載)を理事会において決議し(2015年4月、法人法施行規則の改正に合わせて一部変更)、同方針に基づく適正な事業運営に努めている。

⁴⁸ 本事業は、2011年度以降、東日本大震災からの復興支援の一環として、被災地において実施している。2016年度は、茨城県日立市、同水戸市及び福島県いわき市で実施した。

⁴⁹ 内部統制システムとは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な体制の総称である。法令上、内部統制システムの整備について決議があるときは、その決議の内容及び運用状況の概要を事業報告に記載しなければならないとされている(法人法123条2項、法人法施行規則34条2項2号)。

内部統制の運用状況の概要は次のとおりである。

1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

コンプライアンスの徹底を最優先した事業運営を行うため、「コンプライアンス推進規程」を定め、随時コンプライアンスに関する研修⁵⁰を実施するなどして、役職員への周知徹底を図った。

コンプライアンス通報⁵¹に対応するため、コンプライアンス対策室内の社内通報窓口のほか、協会の顧問弁護士が担当する社外通報窓口を協会外に置いている。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

理事会等主要な会議の議事録等は、「文書処理規則」等の業務規程に従って作成し、保存した。

3 損失の危機の管理に関する体制について

「リスク管理規程」「資金の管理・運用に関する規程」等の業務規程を定め、リスクへの対応、協会の財産の損失防止を図った。

大規模災害など不測の事態が発生した場合においても協会の基幹業務が停止することがないように、「事業継続計画」(BCP)⁵²の策定に向けた検討を進めた。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

2016年度の事業計画及び収支予算を定めた上で、定例理事会を月1回開催したほか、業務運営を円滑に行うため、経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、業務を執行した。

⁵⁰ 2016年度は情報セキュリティに関する研修を実施した。

⁵¹ 通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、上記通報窓口申し立てることができることが「コンプライアンス推進規程」に定められている。

⁵² 「突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画」(内閣府「事業継続ガイドライン」)。一般的に、BCP(Business Continuity Plan)と呼ばれる。

「経理規程」「決裁規則」等の業務規程に沿った決裁、意思決定等を行い、理事の職務執行が円滑に行われるよう努めた。

5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監事は、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等と意見交換を行ったほか、経営会議、業務執行会議等の会議に出席するなどして、職務執行の状況及び内部統制の実施状況の把握に努めた。

第13 その他

1 役員等の就任及び退任

- (1) 4月1日、いではく氏が、会長に就任した(任期は2018年3月31日まで)。
- (2) 6月29日開催の定時社員総会において、理事30人及び監事4人が選任され就任した(任期は2018年度定時社員総会終結の時まで)。また、同日開催された理事会において理事長並びに常務理事及び常任理事が、監事会において常勤監事が選定された。
- (3) 同日、任期満了により、伊藤アキラ、弦哲也、さいとう大三、菅原瑞夫、富本和則、苗村憲司、水木れいじ及び渡辺誠の各氏が理事を、石原信一及び幸耕平の各氏が監事を退任した。

【役員等の状況(2017年3月末日現在)】

会長	いではく			
理事長	浅石 道夫			
常務理事	北田 暢也	大橋 健三	宮脇 正弘	
常任理事	世古 和博	齊藤 眞美	伊澤 一雅	中戸川 直史
理事	石原 信一	上原 徹	大山 健	岡田 富美子
	岡 千秋	喜多條 忠	久保田 匠	桑波田 景信
	小六 禮次郎	千住 明	たきの えいじ	竹内 一
	堀 一貴	前田 たかひろ	山田 孝雄	四方 章人
	若草 恵	渡辺 俊幸		
	鈴木 寛 ⁵³	角田 政芳 ⁵³	玉井 克哉 ⁵³	宮武 久佳 ⁵³
常勤監事	宮内 隆			

⁵³ 外部から招へいする有識者理事

監事 聖川 湧 峰崎 林二郎
大井 和人⁵⁴

(敬称略)

2 公正取引委員会への対応等

9月9日、協会は、公正取引委員会から受けた排除措置命令の取消しを求めて同委員会に申し立てた審判請求⁵⁵を次の①から④の理由により取り下げた。これにより、排除措置命令が確定した。

- ① 排除措置命令を受けた当時、一部のFM放送事業者などにおいてしか実施されていなかった全曲報告が広く行われるようになり、同命令が求める放送事業者ごとの利用実績に基づく利用割合の算出が可能となってきた。
- ② 上記①を受けて開始した5者協議⁵⁶において、2015年度分以降の放送使用料に適用する利用割合の算出方法について合意したことにより、排除措置命令が問題とした状況は、既に事実上解消されつつある。
- ③ 株式会社NexToneが協会に対する損害賠償等請求訴訟を取り下げ、審判への参加についても取り下げたことにより、競争事業者間の係争事案は全て解決し、排除措置命令の正否を争う審判手続だけが残る形となった。
- ④ 上記①から③までの状況の変化を考慮した結果、排除措置命令の取消

⁵⁴ 外部から招へいする有識者監事

⁵⁵ 2009年2月27日に公正取引委員会が協会に対する排除措置命令を発したことを受け、同年4月28日、協会は命令の取消しを求める審判を請求した。2012年6月、同委員会が命令を取り消す審決をしたことから、本件審判手続は一旦終結したが、同年7月、株式会社イーライセンス(現：株式会社NexTone)が同委員会を相手方として、この審決の取消しを求める訴えを東京高裁に提起した(協会は被告(同委員会)側参加人としてこの訴訟に加わった。)。2013年11月1日、東京高裁が同社の請求を一部認容して審決を取り消す判決を言い渡したことから、同月13日、同委員会及び協会は、最高裁に対し上告を行ったが、2015年4月28日、最高裁は上告を棄却した。本最高裁判決によって確定した東京高裁判決に基づき審判が再開され、独占禁止法違反(私的独占)の要件のうち、東京高裁判決により判断が確定した「排除効果」を除く3要件(「人為性」、「競争の実質的制限」及び「公共の利益」)への該当性と排除措置命令の「必要性・実行可能性」を争点として審判手続が続いていた。

⁵⁶ 音楽著作権の管理事業者3者(株式会社イーライセンス、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス及び当協会)と日本放送協会及び一般社団法人日本民間放送連盟の合計5者が文化庁の立会いの下で行った協議(放送番組における管理楽曲の利用割合の算出方法に関する協議)

しを求めて争い続けるのではなく、審判請求を取り下げて本来の業務に全力を尽くすことが権利者・利用者その他の関係者を含む音楽著作権管理事業分野全体にとって有益であるとの判断に至った。

9月16日に記者会見を行い、取下げの理由、今後の方針等について説明した。

また、排除措置命令の執行を免れるために協会が供託した保証金⁵⁷(1億円)の全部を没取するよう公正取引委員会が申し立てた事件において、2017年2月14日、東京高等裁判所は一部(3,000万円)を没取する決定をし、この決定が確定した。

3 こころ音プロジェクト

「こころ音プロジェクト⁵⁸」によって集まった震災復興基金(こころ音基金)については、岩手県釜石市への寄附⁵⁹に続く支援先の検討を継続した。

【プロジェクト参加状況等】	2016年度	累計
プロジェクト参加作品・参加者数	30作品・19者	435作品・214者
(うち、「うたアクト ⁶⁰ 」参加作品・参加者数)	3作品・4者	103作品・99者
「こころ音基金」拠出額	2,070,244円	40,502,492円

4 熊本地震への対応

(1) 会員・信託者の安否確認

被災地域在住又は所在の会員・信託者に対して個別に連絡し、安否を確認した。

(2) 使用料の徴収停止措置等

熊本県の災害救助法の適用を受けた地域に所在し、協会と年間の包括的利用許諾契約を締結している飲食店、ホテル・旅館、カラオケボックス、

⁵⁷ 東京高等裁判所第3特別部の2009年7月9日付け決定(保証金1億円を供託することにより命令が確定するまでその執行を免れることができるとした決定)に基づき、同年8月6日に東京法務局に供託したもの

⁵⁸ 東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振興を音楽作品により継続的に支援するために2011年3月に立ち上げたプロジェクト

⁵⁹ 2015年12月に、市民ホールの再建費用の一部として1,000万円を寄附した。

⁶⁰ プロジェクトの一環として、会員・信託者が被災者の心の支援を強く願って創作した作品を協会ホームページ等で紹介する取組

各種教室、CDレンタル店等における音楽利用について、4月から6月までの3か月間、著作物使用料を徴収しないこととした。

また、熊本県内の臨時災害放送局における音楽利用について、2017年4月まで無償許諾とすることとしたほか、通常のコミュニティ放送を停止して一時的に臨時災害放送を行った放送局について、その放送期間に相当する放送等使用料を減額することとした。

(3) 義援金

7月29日、会員・信託者から寄せられた義援金に、協会の役職員からの義援金及び協会一般会計から支出した金額を加え、総額300万円を熊本県に寄附した。

5 会議の開催

(1) 社員総会

定時社員総会(6月29日)

[報告事項]

2015年度事業報告・決算報告の件

[決議事項]

第1号議案 著作権信託契約約款変更の件【可決】

第2号議案 理事30人選任の件【可決】

第3号議案 監事4人選任の件【可決】

第4号議案 退任理事に対する退職金支給の件【可決】

第5号議案 退任監事に対する退職金支給の件【可決】

(2) 理事会

定例理事会 12回

臨時理事会 2回

(3) 監事会 15回

(4) 委員会

広報事業検討委員会 3回 信託契約約款改正委員会 6回

定款改正委員会 5回 分配委員会 2回

編曲審査委員会 4回 放送委員会 3回

6 会員及び信託者の異動

(1) 会員の異動

ア 正会員の異動

2015年度末現在正会員数	1,402者
2016年度資格取得正会員数	24者
2016年度資格喪失正会員数 ⁶¹	22者
2016年度末現在正会員数	1,404者

イ 著作者、音楽出版者等正会員数(2017年3月末現在)

作詞者	222者
作曲者	282者
作詞作曲者	647者
音楽出版者	253者
計	1,404者

ウ 著作者、音楽出版者等準会員数(2017年3月末現在)

作詞者	1,239者
作曲者	808者
作詞作曲者	1,561者
音楽出版者	489者
著作権の承継者(相続による承継者)	201者
著作権の承継者(相続による承継者を除く)	13者
計	4,311者

(2) 信託者の異動

ア 信託数の異動

2015年度末現在信託数	17,273件
2016年度信託契約新規締結数 ⁶²	428件
2016年度信託終了数 ⁶³	97件

⁶¹ 準会員・信託者への変更、信託終了、死亡など

⁶² 音楽出版者事業部との事業部を単位とする信託36件を含む。

⁶³ 信託者からの申出による信託契約解除など

2016年度末現在信託数 17,604件

イ 著作者、音楽出版者等信託数(2017年3月末現在)

作詞者	3,166件
作曲者	2,624件
作詞作曲者	5,120件
音楽出版者	2,992件
著作権の承継者(相続による承継者)	3,669件
著作権の承継者(相続による承継者を除く)	33件
	計17,604件

7 組織力強化のための人材育成

著作権管理の一層の充実を図るため、公益社団法人著作権情報センター(CRIC)や一般社団法人日本音楽出版社協会(MPA)が主催するセミナー・研修等を職員に受講させた。このほか、業務遂行能力の向上を図るため、各部署の専門知識・技術を習得するための研修を職員に受講させた。

8 業務組織の一部変更

4月1日付けで、複製部「映画・CM課」の名称を「広告・ゲーム・映画課」とし、広告及びゲーム目的の複製、映画への録音に関する業務を同課に集約した。

9 職員の状況

2017年3月末現在の職員数(嘱託職員を含む。)

	男	女	計
本部	193	125	318
支部	122	46	168
計	315	171	486

内部統制システムの整備に関する基本方針

I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

II 内部統制システムに関する体制の整備

1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連）

理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組を行う。

- (1) 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。
- (2) 理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（法人法施行規則第14条第1号関連）

理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組を行う。

- (1) 理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。
- (2) 「電磁的業務情報保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ

ティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止するとともに、情報の管理を徹底する。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(法人法施行規則第14条第2号関連)

協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組を行う。

- (1) 「リスク管理規程」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。
- (2) 協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第3号関連)

理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組を行う。

- (1) 各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。
- (2) 定例理事会を月1回開催する。
- (3) 業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。
- (4) 「経理規程」、「決裁規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。

5 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監事の指示の実効性の確保に関する事項(法人法施行規則第14条第5号から第7号まで関連)

- (1) 監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、

速やかに監事補助人を配置するものとする。この場合において、監事に人選に関する意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(2) 監事補助人は、監事（当該監事補助人が補助すべき監事に限る。(3)から(5)までにおいて同じ。）の指示に従いその職務を遂行する。

(3) 理事及び職員等は、監事補助人が監事の指示に従って行う調査に対し、誠実に協力するものとする。

(4) 監事補助人は、その職務について監事以外の者の指揮命令を受けないものとする。

(5) 監事補助人の考課及び異動について監事に意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。

6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制（報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。）（法人法施行規則第14条第8号及び第9号関連）

(1) 理事及び職員等が次の事項を発見したときに遅滞なく監事に報告をするための連絡体制を確立し、それを理事及び職員等に周知徹底する。

① 法令、社会規範又は協会の規程等に違反する事項又は違反するおそれがある事項

② 協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせる事項又は失わせるおそれがある事項

③ 上記①及び②のほか、協会の業務又は財産に損害を及ぼすおそれがある事項

(2) 上記(1)の報告をした理事又は職員等に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしてはならないものとし、その旨を理事及び職員等に周知徹底する。

(3) 理事会は、監事から上記(2)に反する取扱いがされた疑いがある旨の報告（法人法第100条に規定する報告）を受けたときは、事実関係の究明を図り、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。

7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（法人法施行規則第14条第10号関連）

法人法第106条の規定による費用の前払又は償還の請求その他の請求の手続については、監事の意見を聴取した上で定めるものとする。

8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則第14条第11号関連）

監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組を行う。

- (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び随時、監事と意見交換を実施する。
- (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
- (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上

